

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級の一部改正

字の区域の変更

自衛官の募集

生活保護法による医療機関の指定

国定公園の公園計画の一部変更

国定公園の公園事業の一部決定

土地改良区の役員の退任

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地処分

休猟区の設定

保安林の指定の解除

道路の区域の変更

道路の供用の開始

◇ 選管告示

参議院地方選出議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

告 示

鳥取県告示第八百八十一号

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百五十一号(ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級について)の一部を次のように改正し、昭和五十六年十月一日から施行する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「(以下「等級」という。)」を削り、第二号中「開設の日から三年を経過していないゴルフ場に係る等級については、昭和五十四年九月三十日までの期間に限り、当該三年を経過するまでの間は」を「パブリックコースのゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級は」に改める。

鳥取県告示第八百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規定の一部を改正する訓令

◇ 公 告 消防設備士試験の合格者

に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による五反田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年一月二十日現在の地番による。）
大字高野字清水ノ下	大字高野字清水ノ下のうち五四の二、五五の二、五六及びこれらと一体をなす国有地並びに五一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高野字横田六〇の三、六一の二、六一の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高野字馬繩手八二の一部、八三の一の一部及び八三の二の一部
大字高野字横田	大字高野字横田のうち五七の二の一部、五七の二の一部、六〇の三、六一の二、六一の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高野字清水ノ下五四の二、五五の二の一部及び五六の一部
大字高野字久古田	大字高野字久古田のうち七四の二、七五の二、七六の一、七七の一、七七の四から七七の六まで、七八の一、七八の六から七八の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高野字清水ノ下五五の二の一部、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高野字横田五七の二の一部、五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高野字五反田八八の二、大字高野字五輪河原一七七、一

大字高野字馬繩手	七七の六及び一七七の一六と一体をなす国有地の一部並びに大字高野字上五輪河原一八六の一及び一八六の三と一体をなす国有地の一部
大字高野字五反田	大字高野字馬繩手のうち八二の一部、八三の一の一部及び八三の二の一部以外の区域、大字高野字清水ノ下五一と一体をなす国有地の一部、大字高野字久古田七四の二、七五の二、七七の一の一部、七七の四、七七の五、七八の一、七八の六から七八の八まで、七八の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高野字五反田八七の一の一部及び八七の二の一部
大字高野字ドフ	大字高野字五反田のうち八七の二の一部、八七の二の一部及び八八の二以外の区域、大字高野字久古田七六の一、七七の一の一部、七七の六、七八の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高野字ドフ九七の二の一部、九七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九七の二と一体をなす国有地
大字高野字初谷	大字高野字ドフのうち九七の二の一部、九七の三、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七の二と一体をなす国有地以外の区域
大字高野字五輪河原	大字高野字初谷口の全域並びに大字高野字ドフ一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字高野字上五輪河原	大字高野字五輪河原のうち一七七、一七七の六及び一七七の一六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高野字上五輪河原のうち一八六の一及び一八六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百八十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百十四条及び第一百七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和五十六年度第三次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和五十六年十月一日から同年十二月三十一日まで。ただし、女子については、昭和五十六年十月一日から同月二十日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和五十六年十月二十七日

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐とん地

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立泌尿器科医 院	米子市上後藤六五―六四	昭和五十六年九月一日

鳥取県告示第八百八十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第二項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園計画の一部を変更したので、同法第十三条第三項において準用する同法第十二条第四項の規定に基づきその概要を次のとおり告示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び関係町役場に備え付けて供覧する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 次の道路（歩道）を削除する。

路線名 区 間

河合谷氷ノ山線 起点 岩美郡岩美町鳥越（公園界）

終点 八頭郡若桜町諸鹿（公園道氷ノ山日名

倉山線分岐点）

雨滝河合谷線 起点 岩美郡国府町雨滝（公園界）

終点 岩美郡岩美町鳥越（公園道河合谷氷ノ

山線分岐点）

芦津溪線

起点 八頭郡智頭町芦津（公園道沖ノ山線分

岐点）

終点 八頭郡智頭町芦津（公園道沖ノ山線分

岐点）

二 次の道路（歩道）を追加する。

路線名

区 間

鳥越河合谷線

起点 岩美郡岩美町（鳥越・国定公園境界）

終点 岩美郡岩美町（河合谷高原・歩道合流

点）

扇ノ山県境線

起点 八頭郡若桜町（諸鹿・歩道分岐点）

終点 八頭郡若桜町（諸鹿・歩道合流点）

鳥取県告示第八百八十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

右の事業の位置を表示した図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び関係町役場に備え付けて供覧する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

事業の種類 路線名 区 間

道路(歩道) 中国自然歩道線 起点 岩美郡国府町(雨滝・国定公

園境界)

終点 八頭郡若桜町(広留野・国定

公園境界)

起点 八頭郡智頭町(三滝溪谷・国

定公園境界)

終点 八頭郡智頭町(大川・国定公

園境界)

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 晴光 米子市道笑町三丁目九三

昭和五十六年八月二十九日退任

鳥取県告示第八百八十八号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(高野地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十九号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(熊ノ谷地区ため池等整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町から同町が行う土地改良事業に係る五反田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同

法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
岩美 休猟区	岩美郡岩美町大字浦富地内の国道岩美停車場線と国鉄山陰本線との交差点を起点とし、同点から国鉄山陰本線を北東及び東方に進み、同本線陸上隧道上の鳥取県と兵庫県との県境に至り、同県境を南東及び南方に進み、岩美町大字長谷から兵庫県美方郡温泉町千原に通じる山道に至り、同山道を	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで	二、〇五〇ヘクタール

西南に進み、林道本谷線に至り、同林道を西方に進み、町道長谷線に至り、同町道を西方に進み、国道九号に至り、同国道を西方に進み、県道岩美停車場線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

気高郡と東伯郡との境界と県道泊絹見青谷線との交点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、町道川積線に至り、同町道を東方に進み、県道川上青谷停車場線に至り、同県道を南方及び南西に進み、気高郡と東伯郡との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

八頭郡智頭町大字口宇波地内の県道津山智頭八東線と県道大高下口波多線との交差点を起点とし、同点から県道津山智頭八東線を南西に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境を北西に進み、県道大高下口波多線に至り、同県道を東南に進み起点に至る線に囲まれ一円の地域

八頭郡八東町大字富枝地内の国道二九号と県道国府八東線との交差点を起点とし、同点から同国道を北西に進み、八東町と郡

青谷 休猟区	宇波 休猟区	安井 休猟区
昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで
九九〇ヘクタール	一、三七〇ヘクタール	一、二二〇ヘクタール

<p>家町との境界に至り、同境界を東北に進み、県道国府八東線に至り、同県道を東方及び南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>八頭郡船岡町大字船岡地内の県道栃谷船岡線と県道才代船岡線との交差点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、県道志子部因幡船岡線に至り、同県道を東南に進み、町道西谷線に至り、同町道を東南に進み、林道西谷線に至り、同林道を南方に進み、通称本谷山道に至り、同山道を南西に進み、船岡町大字西谷と同町大字下野との境界に至り、同境界を南方に進み、船岡町大字下野と同町大字大江との境界に至り、同境界を南西に進み、県道栃谷船岡線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>一、三三〇 ヘクタール</p>	<p>矢送 東伯郡関金町大字関金宿地内の国道三三三号と県道常藤関金線との交差点を起点とし、同点から同県道を南方に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境を西方に進み、国道三三三号(犬狹り峠)に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>一、三四〇 ヘクタール</p>
<p>た一円の地域</p>	<p>北条 東伯郡北条町大字江北地内の国道九号と県道倉吉江北線との交差点を起点とし、同点から同県道を南方に進み、市道三明寺提防線に至り、同市道を西方に進み、市道三明寺道と線に至り、同市道を西北に進み、県道倉吉由良線に至り、同県道を北西に進み、国道九号に至り、同国道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>二、四六〇 ヘクタール</p>	<p>露休 日野郡日野町矢野地内の国道一八三号と県道安来伯太日南線との交差点を起点とし、同点から同県道を北西に進み、町道一丁田坊線に至り、同町道を東方に進み、県道横田伯南線に至り、同県道を東北及び南東に進み、国道一八三号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>一、一五〇 ヘクタール</p>
<p>内井谷 日野郡日野町金持地内の国道一八一号と林道朝刈線との交差点を起点とし、同点から同林道を北東に進み、江府町武庫に通じる山道に至り、同山道を北東に進み、日野町と江府町との境界に至り、同境界を東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇七〇 ヘクタール</p>				

<p>同境界を南方に進み、国道一八一号に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>金屋谷 休猟区</p> <p>日野郡溝口町溝口地内の県道大山溝口線と県道伯耆溝口停車場線との交差点を起点とし、同点から同県道を北方に進み、国道一八一号に至り、同国道を北方に進み、溝口町と岸本町との境界に至り、同境界を北方及び東方に進み、県道大山溝口線に至り、同県道を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇六〇 ヘクタール</p>
<p>大山名 和休猟区</p> <p>西伯郡大山町大山口地内の県道大山口停車場大山線と町道大山口停大塚線との交差点を起点とし、同点から同町道を東北に進み、県道名和岸本線に至り、同県道を南方に進み、町道淀江門高田線に至り、同町道を南東に進み、県道豊房名和線に至り、同県道を東南に進み、町道岩伏横断線に至り、同町道を南方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を西南に進み、県道赤松大山線に至り、同県道を西南に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>一、八五〇 ヘクタール</p>	

鳥取県告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手馬込三七六の五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)
具道	線	米子大山 地先から西伯郡大山町赤松字上 六尋口六二二番一地先まで	変更後 変更前	六・五 四・〇	六三三・七 七五九・八
"	線	西伯郡会見町天万字種本九〇九 番一地先から同町天万字塩河原 三六二番一地先まで	変更後 変更前	五・〇 一・一	六三七・〇 五二四・〇
"	溝口天万 米子線	西伯郡会見町宮前字百田一三九 番一地先から同町天万字加藤田 一五三五番一地先まで	変更後 変更前	七・八 一・六	八〇四・〇 一一一・三
"	羽田井植 松線	西伯郡中山町樋口字柳ヶ下九六 番一地先から同町潮音寺字深田 八番一地先まで	変更後 変更前	八・〇 九・五	八五四・〇 六一六・〇
"	線	西伯郡大山町安原字前河原四一 番一地先から同町安原字釜ヶ口 三〇一番一地先まで	変更後 変更前	一・八 一・一	六七〇・〇 三三〇・〇
"	大山寺岸 本線	西伯郡岸本町小林字原畑三五五 番一地先から同町小林字下村屋 敷一七一番一地先まで	変更後 変更前	七・〇 七・六	三七三・〇 三三〇・〇
"	線	西伯郡淀江町西尾原字上村屋敷 八五番三地先から同町西尾原字 下大塚一八一番一地先まで	変更後 変更前	五・五 六・二	七八八・〇 五七〇・〇

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)
"	府線	日野郡溝口町福兼字未鎌南原三 五四番地先から同町大滝字宮田 平一九三番二地先まで	変更後 変更前	九・八 七・四	一八四三・〇 二二五〇・〇

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)
国道	百八十号	西伯郡西伯町落合字中河原三四 七番二地先から同町法勝寺字ケ ツ田二四八番地先まで 西伯郡西伯町法勝寺字大王堂三 三番一地先から同大字字ケツ 田二四八番地先まで 西伯郡西伯町落合字中河原三四 七番二地先から同町法勝寺字ケ ツ田二四八番地先まで	変更後 変更前	一・一 一・一	八九四・〇 三三九・〇

鳥取県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十六年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
具道	線	米子市尾高字南屋敷一七三三番地 先から西伯郡大山町赤松字上六尋 口六二二番一地先まで	昭和五十六年十月一日

選挙管理委員会告示

国道	"	"	"	"	"	"	"
百八十号	金屋谷江 府線	赤松淀江 線	大山寺岸 本線	未長淀江 線	羽田井植 松線	溝口天万 米子線	伯太岸本 線
西伯郡西伯町落合字中河原三四七番二地先から同町法勝寺字大王堂三三一番一地先まで	西伯郡西伯町落合字中河原三四七番二地先から同町大滝字宮田平一九三番二地先まで	日野郡溝口町福兼字未鎌南原三五四番地先から同町大滝字宮田平一九三番二地先まで	西伯郡淀江町西尾原字上村屋敷八五番三地先から同町西尾原字下大塚一八一番一地先まで	西伯郡岸本町小林字原畑三五五番一地从先から同町小林字下村屋敷一七一番一地先まで	西伯郡大山町安原字前河原四一番一地从先から同町安原字釜ヶ口三〇一番一地先まで	西伯郡中山町樋口字柳ヶ下九六番一地从先から同町潮音寺字深田八番一地从先まで	西伯郡会見町天万字種本九〇九番二地从先から同町天万字塩河原三六二番二地先まで
"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和五十六年十一月一日執行予定の参議院地方選出議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十六年十月七日。ただし、年齢については、同年十一月一日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十六年十月八日

三 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月九日から同月十三日まで

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十六年九月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

少年自然の家	青年の家
係 次 長 長	係 次 長 長
所 長	所 長
教育長又	教育長又

を

少年自然の家	青年の家
係 次 長 長	係 次 長 長
右以外の職員	右以外の職員
係 所	係 所

長	長	長	長
所	教育長又は教育長の指名する課長	所	教育長又は教育長の指名する課長
長		長	

に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

公 告

昭和56年8月27日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年9月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 甲種1類
 - 浜本 豊 村上 正彦 田村 宗市 早島 均 高橋 昇
 - 中村 准和 四木 忠克 井本 秀雄 北村 信弘 国岡 武彦
 - 森本 晃敬 大角 一寛 但馬 信雄 吉田 秀国 鈴木 英一
 - 上野 実 田中 浩平 小林 栄一 吉田 勝徳 多久和孝道
 - 手島 清司 山田 敏夫 荒木 博 石橋 広紀 木村 里司
- 甲種2類
 - 三好 正純 松本 慎治
- 甲種3類
 - 浜本 豊
- 甲種4類
 - 古田 勝徳

